みどりの基本計画を見直します

「みどりの基本計画」は、区のみどり全般について、将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を示した計画です。平成10年9月に策定した「新宿区みどりの基本計画」を、社会情勢の変化や新たな法令に対応した緑化推進策を踏まえて見直します。

今回は、みどりの推進審議会での審議を経て作成した新しい計画（素案）の概要をお知らせし、パブリック・コメント制度（意見公募）により、皆さんのご意見を伺います。

素案は、みどり公園課・広聴担当課（本庁舎3階）・区政情報センター（本庁舎1階）・特別出張所・区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページのみどり公園課のページでもご覧いただけます。

【問合せ】みどり公園課みどりの係（本庁舎7階）☎（5273）3924へ。

見直しの概要

計画の理念

みどりとうるおいのある持続可能な都市『新宿』の実現をめざす

みどりの基本方針

▼地域の貴重なみどりを守る
▼新たなみどりを増やす
▼新宿ならではの特色あるみどりをつくる
▼みどりの啓発としくみづくり

目標

緑被率（みどりに覆われている土地の割合）を10年間で1％上昇させる（平成17年度調査では、緑被率17・47％）

重点的な取り組み

現在の計画では、取り組む事業の例示やアイデアが中心の25のアクションを行動計画と位置付け、取り組んできました。

新しい計画では22の行動計画に絞り込んで実行することを示すとともに、今後10年間で特に力を入れて積極的に取り組む事業を「重点的な取り組み」と位置付け、実践的な展開を図っていきます。

①都市にみどりの軸を創る
▼樹種と路線に応じた大きく育てる剪定管理、▼河川の緑化、▼「風のみち」「緑陰豊かな街路路線」を対象とした街路樹空間の創出

②宅地のみどりを守り育てる
▼保護樹木制度の拡充、▼みどりの保全モデル地区の指定、▼みどりの推進モデル地区の指定

③創意工夫によりみどりを創る
▼新宿花いっぱい運動の推進、▼ビオトープ地域拠点の設置、▼屋上緑化等推進モデル地区の指定

④拠点となるみどりを充実する
▼「区民ふれあいの森」の整備、▼「玉川上水を偲ぶ流れ」の創出、▼魅力ある公園づくり

⑤公共施設では先駆けてみどりを増やす
▼新設区有公共施設の緑被率25％の実施、▼区道にシンボルツリーの植栽、▼みどりの棚、バス停緑化の実施

素案へのご意見をお寄せください（パブリック・コメント制度）

皆さんからいただいたご意見を参考に、計画の見直しを進めます。ご意見には、住所・氏名・年齢のほか、在勤・在学の方は勤務先・学校の名称を記入してください（氏名等の個人情報は公表しません）。

【提出方法】12月15日(月)までに**みどり公園課みどりの係**（〒160・8484歌舞伎町1―4―1、本庁舎7階）☎（5273）3924・FAX（3209）5595へ郵送（必着）・ファックスまたはお持ちください。新宿区ホームページでも受け付けます。

豊かなみどりを守り育てていこう③

みどりを増やす取り組みや助成制度等について、シリーズで紹介しています。

【問合せ】みどり公園課みどりの係（本庁舎7階）☎（5273）3924へ。

保護樹木は地域の共有財産

大きな樹木や住宅の周囲の生け垣などのみどりは、個人が所有していても、まちの歴史や文化を語る上で欠かすことのできない地域全体の共有財産といえます。

区では、大きな樹木・樹林・生け垣を「みどりの文化財」として位置付け、末永く残していくために「保護樹木制度」を設けています。

この制度は、一定の基準を満たす樹木・樹林・生け垣の所有者・管理者の方に、区が維持管理費の一部を助成するとともに、事故等に備えて賠償責任保険に加入しています。また、強風等によって保護樹木が倒れた場合や一定の条件を満たす樹木については、区が剪定等を行うとともに、樹木医による樹木診断を行っています。ぜひ、保護樹木制度（**下表**参照）をご利用ください。

▼ご自宅に保護樹木をお持ちの区民の方（若松町地区）に伺いました

「平成16年に、庭の3本のシイの木を保護樹木に申請しました。古くからある木でとても立派なのですが、大きくなり過ぎて管理に困っていました。区に相談したところ、枯れ枝の剪定のほか、管理についてのアドバイスをもらい、とても助かりました。90歳を超える母がとても大切にしている木です。これからも、末永く残していきたいと思っています」

保護樹木等指定・助成制度のご利用を

●指定基準と年間の助成額

区分	指定基準	年間助成額
樹木	地上1.5mのところで幹周り1.2m以上	1本目は9,000円 2本目からは1本に付き4,500円
樹林	500㎡以上	500～1,000㎡は9,000円 それ以上は1,000㎡ごとに4,500円
生け垣	高さ1.2m以上で長さ15m以上	長さ20mまでは1mに付き900円 20m以上は1mに付き450円

※助成の限度額は、所有者1人に付き90,000円です。
※助成の条件など詳しくは、お問い合わせください。

設置はお済みですか 住宅用火災警報器

【問合せ】危機管理課危機管理係（本庁舎4階）☎（5273）4592・**四谷消防署**☎（3357）0119・**牛込消防署**☎（3267）0119・**新宿消防署**☎（3371）0119へ。

ご存じですか？

平成22年4月1日から東京都内のすべての住宅に設置が義務化されます

火災予防条例の改正により、平成16年以前に建築された既存の住宅にも、設置が義務付けられます。

住宅用火災警報器の設置で死者の発生が3分の1に！

東京消防庁管内で過去10年間に発生した住宅火災100件当たりの死者発生火災件数は、「住宅用火災警報器が作動した火災」では1.6件、「それ以外の火災」では4.9件で、警報器の設置で約3分の1に減少しています。

早い発見が得意ワザ！

●**設置が必要な場所**
すべての居室（部屋）・台所・階段

●**設置の必要が無い場所**
浴室・トイレ・洗面所・納戸等

★住宅用火災警報器は防災設備取扱店・家電量販店・ホームセンターなどで購入できるほか、区の防災用品のあっせんでも購入できます。購入する際は、NSマーク（日本消防検定協会認定）が付いているか確認してください。

区では次の方を対象に住宅用火災警報器を無料で設置する事業を行っています

▼高齢者だけでお住まいの方
65歳以上で一人暮らしの方、65歳以上の方のみの世帯に、無料で1個設置しています。

対象世帯には、6月末にご案内と申請書をお送りし、いったん申し込みを締め切りましたが、追加申請を受け付けています。まだ申し込みをしていない方は、申請書をお送りください。申請書をお持ちでない方は、ご連絡ください。

なお、すでに申請した方には、順次設置しています。

【問合せ】高齢者サービス課サービス係（本庁舎2階）☎（5273）4591へ。

▼災害時要援護者名簿に登録している方
災害発生時にご自分の身を守ることが困難な障害者の方等には、無料で1個設置しています。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】危機管理課危機管理係（本庁舎4階）☎（5273）4592へ。

悪質な訪問販売にご注意を

高齢者の方を狙った、高額な住宅用火災警報器や火災検知システムなどの悪質な訪問販売の被害が発生しています。

このような訪問販売を受けたり契約したときは、新宿消費生活センターにご相談ください。

契約した場合でも、8日間はクーリングオフにより無条件に解約することができます。また、8日間を過ぎても解約の交渉が可能です。あきらめずにご相談ください。

【問合せ】新宿消費生活センター相談室☎（3365）6000へ。